

平成28年度

赤穂市都市計画審議会
(第4回)

都市計画道路網崎線の変更について
都市計画道路新田鷗和線の変更について

平成29年1月

赤穂市建設経済部都市整備課

長期未着手都市計画道路網の見直しについて

都市計画決定後、長期に渡り事業が行われていない都市計画道路は、全国的に建築規制の長期化などの問題が顕在化してきており、赤穂市においても同様の状況となっています。

今後の社会情勢は人口減少や自動車交通量の減少に向かっていくことや、依然厳しい財政状況を踏まえると、これまでも増して選択と集中により、効率的に事業を進めていくことが必要になっています。

このような中、赤穂市ではこれらの道路の必要性に変化が生じていないか検証し、適宜見直していくことが必要であると考え、平成24年度より「都市計画道路網見直しガイドライン」（平成23年3月兵庫県作成）に基づき、兵庫県とともに検証を行ってきました。なお、この見直しは、全国的に行われているものです。



長期未着手都市計画道路見直しに至る経緯

■盛岡訴訟（市道区域決定処分取消等請求事件：最判平成17年11月1日）

長期未着手の都市計画道路区域に土地・建物を所有する原告が、長年にわたり建築制限を受けてきたことにつき、盛岡市に対して、都市計画決定の取り消しと憲法に基づく財産権補償等を訴えたもの。

【判旨】

- ①結果的に特定の路線の一部区間が長期間事業に着手されないとしても、そのことから直ちに都市計画決定権者（市）が有する法的義務に違反しているとは言えない。
- ②都市計画道路区域内の土地であっても、不動産を第三者へ処分することは可能。
- ③都市計画法第54条に定める基準の範囲内で建築物の建築が可能。

上記のことから、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものとは言えず、憲法（財産権補償）を根拠として損失につき補償請求をすることはできない。

【補足意見】

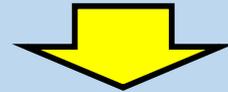
60年にわたって制限が課せられている場合に損失補償の必要はないという考え方には大いに疑問がある。



将来的に市に損害賠償責任が生じる可能性が残された

長期未着手都市計画道路見直しに至る経緯

盛岡訴訟



国土交通省【都市計画運用指針】の改訂

都市の将来像を踏まえ、都市全体での検討により必要性の検証を行い、理由を明確にして適時適切に見直すことが強調された。

兵庫県【都市計画道路網見直しガイドライン】の作成

社会経済状況の変化を踏まえつつ、透明性を持った選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、都市計画道路網についても適宜検証を行い、必要に応じた見直しを行う。

■都市施設の計画については、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画変更を行うという考え方が現在の主流となってきた。



不要な建築制限の早期解消を目的とし見直しを行う

見直し対象となる都市計画道路

赤穂市における都市計画道路【幹線街路】の整備状況は下記のとおりとなっており、このうち事業化の目処がない都市計画道路について、見直しを行いました。

都市計画道路【幹線街路】
約51.0km

検証対象



【必要性の検証】

検証区間ごとに都市計画道路に求められている機能の有無や代替性の有無を含めて検証し、「**存続**」または「**廃止(幅員変更)**」の方針を決定。

<機能評価の項目>

客観的な機能

- ①交通機能 : 交通処理・自転車歩行者ネットワーク・通学路 (学校指定)
- ②都市環境機能 : 駅周辺交通環境改善・景観向上
- ③防災機能 : 延焼遮断・避難路・緊急車両走行性向上
- ④收容空間機能 : バス路線
- ⑤市街地形成 : 面的整備計画の有無

存続

廃止(幅員変更)

見直し検証結果

※平成28年3月廃止

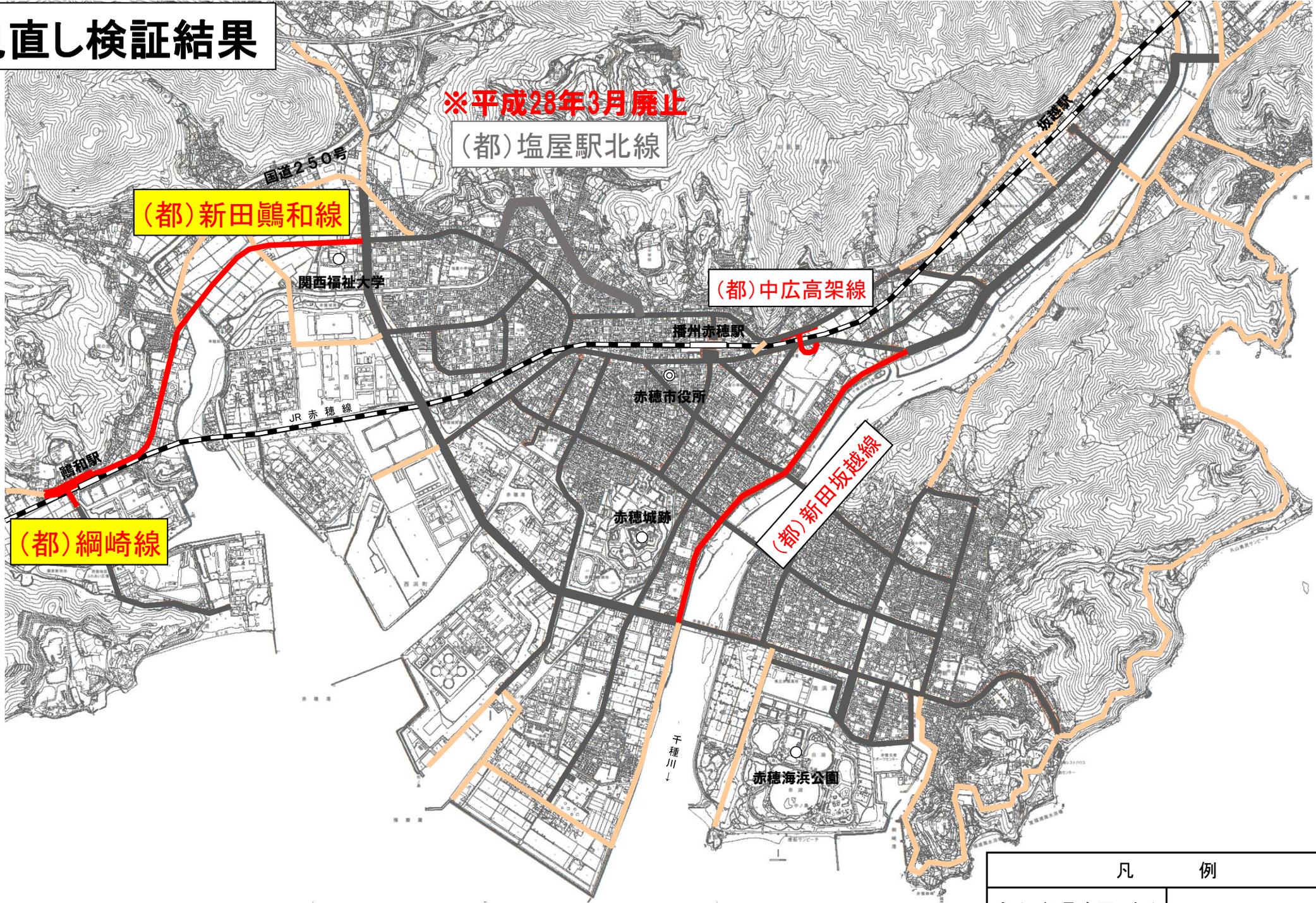
(都)塩屋駅北線

(都)新田鷗和線

(都)中広高架線

(都)綱崎線

(都)新田坂越線



凡	例
廃止(幅員変更)することが望ましい区間	

都市計画道路網崎線の変更について (赤穂市決定)



(都) 網崎線位置図

新田鷲和線
(国道250号)

JR天和駅

JR赤穂線



今回廃止
検討箇所

三菱電機(株)

黒崎播磨(株)

(株)クリハラント

網崎線(2車線)
L=1.47km W=14m
S50都市計画決定

整備済区間
L=約1.24km

(都) 網崎線現況写真その1



(都) 網 崎 線
W=約14.0m

約3.5m

約10.5m

未着手区域

既決定区域

(都) 網崎線現況写真その2

踏切
生まれ
JA西日本

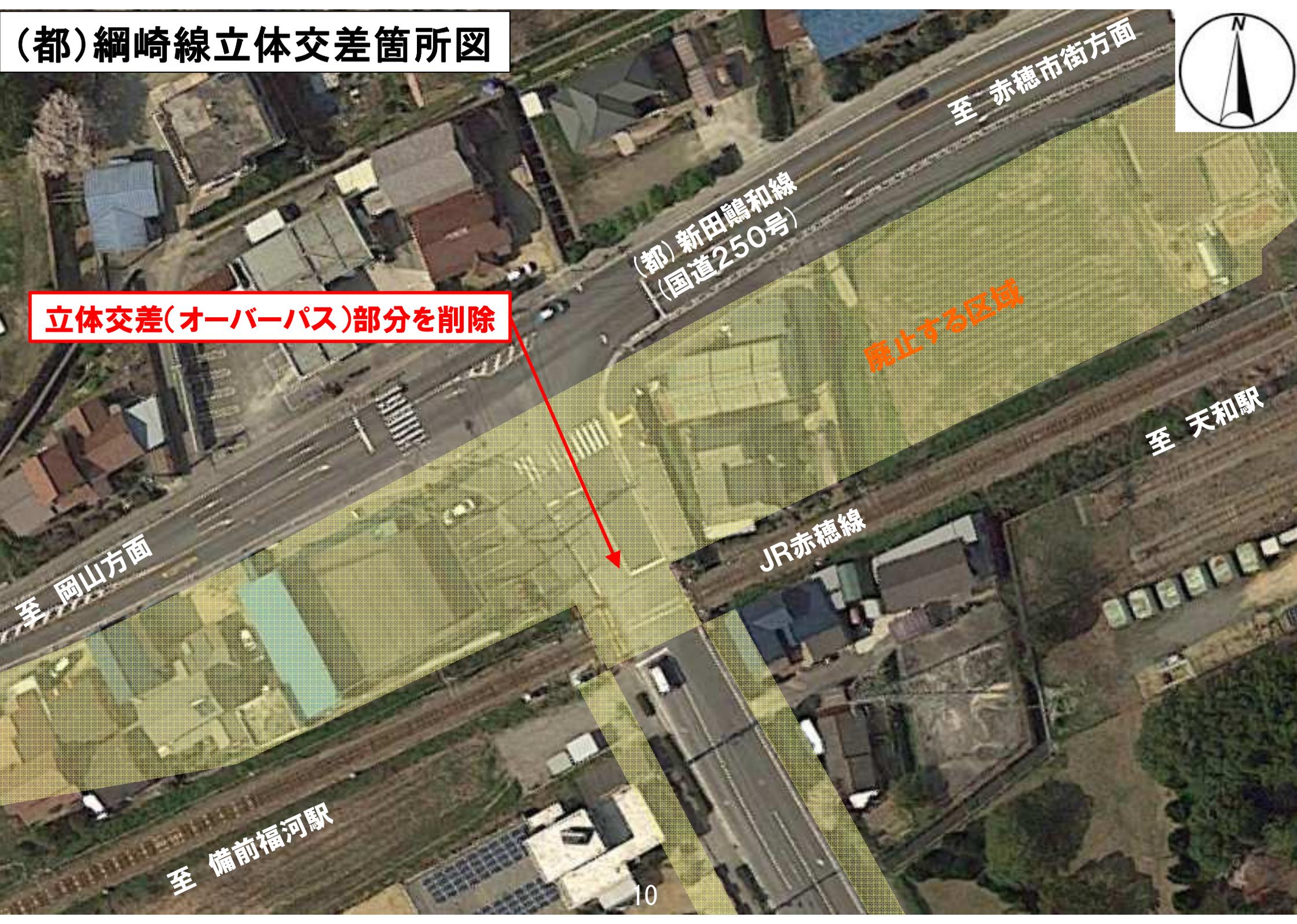
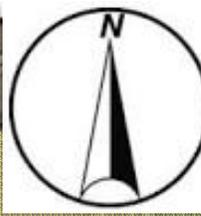
危険
高電圧電線
制限高
4.5M

しばらく
お待ち下さい

踏切内歩道
約2.0m

立入禁止
踏切内の
には
立ち入らないで下さい

(都) 網崎線立体交差箇所図



至 赤穂市街方面

(都) 新田鷲和線
(国道250号)

廃止する区域

至 天和駅

JR赤穂線

至 岡山方面

至 備前福河駅

立体交差(オーバース)部分を削除

(都) 網崎線計画図案

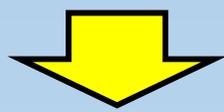
立体交差(オーバース)部分を削除

3.4.24 (16)
新田鷲和線 (2車線)



現道(踏切区間)において

- 自動車交通⇒現道2車線で処理可能
- 踏切内においても歩道が整備済
- 自動車・歩行者交通量
⇒立体交差化に必要となる基準以下
- 踏切遮断時間
⇒立体交差化に必要となる基準以下



【廃止妥当】

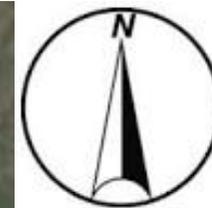
3.5.551 (14)
網崎線 (2車線)

変更区間

凡例	
	変更する区間
	削除
	既決定

都市計画道路新田鷗和線の変更について (兵庫県決定)

(都)新田鷗和線位置図



新田鷗和線(2車線)
L=2.8km W=16m
S50都市計画決定

新田交差点

国道250号

国道BP区間

石ヶ崎橋

関西福祉大学

ロザイ工業(株)

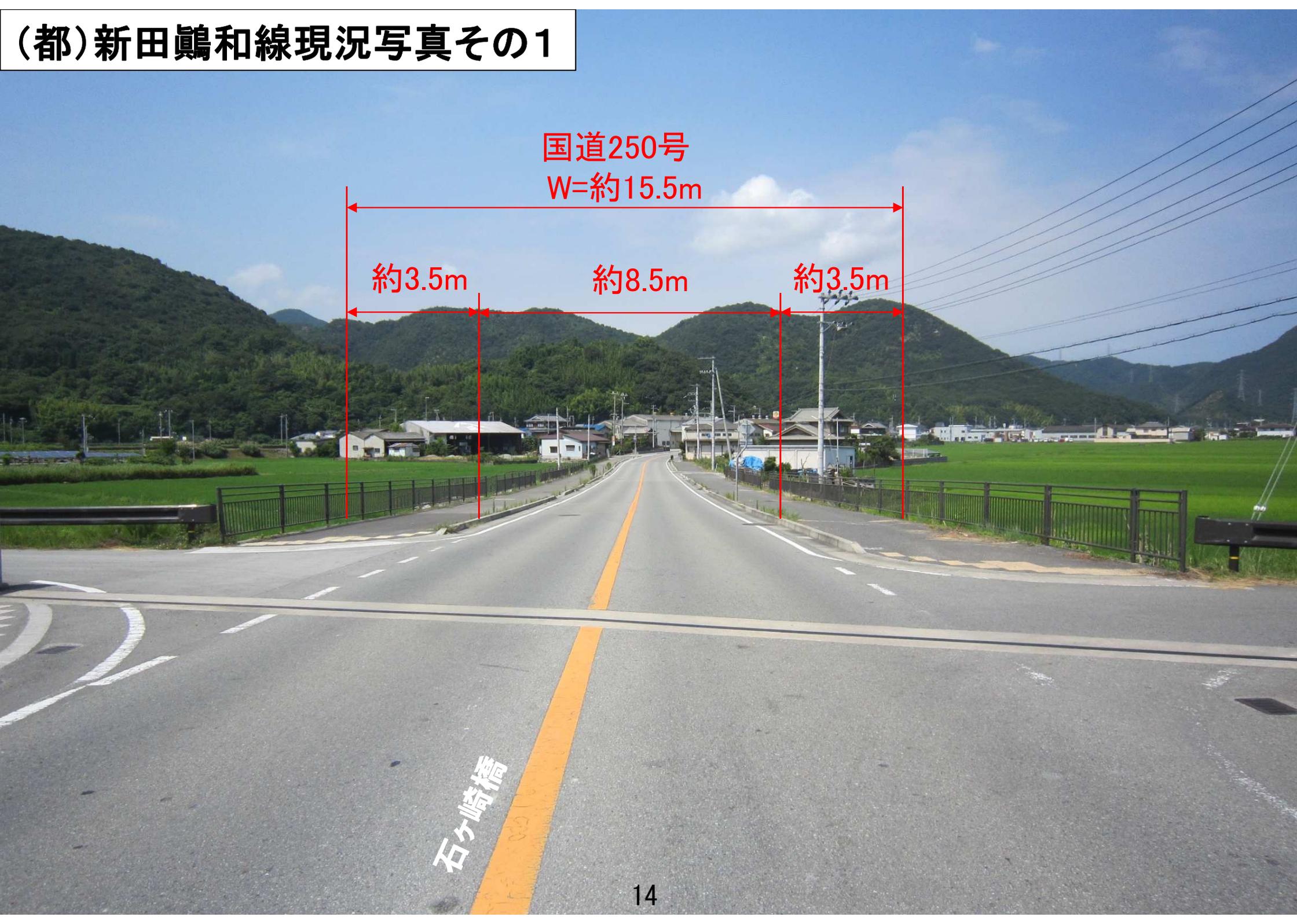
JR赤穂線

住友大阪セメント(株)

JR天和駅

三菱電機(株)

(都)新田鷲和線現況写真その1



国道250号
W=約15.5m

約3.5m

約8.5m

約3.5m

石ヶ崎橋

(都)新田鷲和線現況写真その2

(都)新田鷲和線【国道250号】

W=約9.7m



(都)新田鷲和線位置図



現道(国道250号)において
■自動車交通⇒現道2車線で処理可能
■現道においても両側歩道が整備済

↓

【廃止妥当】

現道(国道250号)において
■自動車交通
⇒現道2車線で処理可能
■通学路(西中学校)
⇒片側歩道が整備済
■道路リニューアルが予定(兵庫県)

↓

【廃止妥当】



都市計画変更に係る地元合意形成状況

- ①パブリックコメントの実施（H26. 8. 11～9. 10）
⇒「存続することが望ましい」といった意見はなし
- ②地元自治会へ説明
⇒「綱崎線及び新田鷗和線の廃止」について理解を得た
- ③市全体を対象とした説明会の開催（H28. 8. 26）
⇒「綱崎線及び新田鷗和線の廃止」について反対意見なし
- ④都市計画変更案の縦覧（H28. 12. 6～H28. 12. 20）
⇒ 意見書の提出・・・なし
- ⑤関係機関（県）との本協議
⇒「綱崎線の廃止」について異存なし
- ⑥赤穂市都市計画審議会にて審議【綱崎線】
- ⑦兵庫県都市計画審議会にて審議【新田鷗和線】